平成２７年（フ）第４８３３号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番13―408号、開始決定時大阪市西淀川区出来島１丁目５番22―203号
破産者　長谷川太華こと　張　　太華
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０５４号
大阪市生野区巽東３丁目２番28号　パークハイム北巽　502号
破産者　髙本維哉こと　髙　　維哉
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９５号
大阪市生野区桃谷２丁目５番41号　ＲＹビル１号室
破産者　吉杉　嘉代（旧姓牧野）
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５１号
大阪市東成区大今里西３丁目15番６―308号
破産者　大倉明こと　金　　明美
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９１号
大阪市北区同心２丁目１番32―405号
破産者　ペーニャこと　石黒　大作
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６３号
大阪市西成区岸里２丁目11番３―201号
破産者　大屋　良光
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６４号
大阪市西成区岸里２丁目11番３―201号
破産者　大屋　政枝
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１９号
大阪市淀川区田川３―２―２―307、住民票上の住所大阪市淀川区三津屋北１丁目25番１号
破産者　長田　浩司
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９２３号
大阪市西成区天下茶屋２丁目20番14号　エステート吉田　205号
破産者　新庄　　誠
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６８号
大阪府高槻市土橋町１番６号、前住所大阪府茨木市舟木町12番13―108号
破産者　相良　潤一
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４０号
堺市東区日置荘西町４丁22番11―102号、住民票上の住所堺市北区中百舌鳥町１丁26番地６
破産者　真栄田工業こと　眞榮田　尚
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
大阪府富田林市西板持町５丁目455番地６
破産者　梅川　修司
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９４６号
大阪府河内長野市昭栄町14番61号
破産者　溝之上英己
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
堺市西区浜寺諏訪森町中２丁166番地17
破産者　藤本　和子
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
青森市大字安田字近野456番地10
破産者　川田眞貴子
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
横浜市金沢区東朝比奈２丁目41番22号
破産者　奥田　政和
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５８号
横浜市金沢区東朝比奈２丁目41番22号
破産者　奥田　悦子
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７９号
神奈川県海老名市国分寺台５丁目８番19号
破産者　花北　舞衣
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９５号
横浜市磯子区田中２丁目６番44号　エクセリーヌ101号
破産者　猿渡　翔平
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部